

福島県職場のがん検診受診促進事業補助金実施要領

1 趣旨

この要領は、福島県職場のがん検診受診促進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第14条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

2 補助対象となる事業

この補助の対象となる事業は、以下のとおりとし、申請する日の属する年度内であれば、既に事業に着手している場合についても補助対象に含めるものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了承した上で当該事業に着手するものとする。

また、指令前着手となった事業において交付決定前に事業が完了した場合にあっては、交付決定日を事業完了日とする。

(1) 従業員のがん検診受診費用自己負担分の助成制度整備及び運用

従業員に対しがん検診受診費用自己負担分を助成する制度の整備及び運用に係る社労士等への相談等に必要な経費、制度運用のための検診費用助成に係る経費、制度周知のためのチラシ等作成及び配布に必要な経費を補助する。

(2) 従業員のがん検診・がん検診精密検査受診のための休暇及び職免制度の整備及び運用

従業員ががん検診・がん検診精密検査を受診するために利用できる特別休暇及び職免制度の整備及び運用のために必要な経費を補助する。

(3) 補助事業者が主体となって実施する、従業員対象のがん検診事業

補助事業者が主体となってがん検診を実施する場合に必要な経費を補助する。

(4) 従業員向けがん予防セミナーの開催

講師手配、会場手配、セミナー運営等に必要な経費を補助する。

なお、セミナーの内容にはがん検診受診を促進する内容を含むものとする。

3 補助対象経費の範囲

補助対象経費は、事業の実施に直接必要となる次の経費とする。

(1) 従業員のがん検診受診費用自己負担分の助成制度整備及び運用

経費区分	内容
報償費	社労士等への相談等に係る謝金
旅費	社労士等への相談等に係る旅費
需用費	制度周知のためのチラシ作成等に要する費用
役務費	社労士等への相談等に係る郵送料、手数料、チラシ配布に係る郵送料
委託料	社労士等への相談等の委託に要する費用、チラシ作成等に要する費用
補助金	従業員の検診費用自己負担分の助成費用

- (2) 従業員のがん検診・がん検診精密検査受診のための休暇及び職免制度の整備及び運用

経費区分	内容
報償費	社労士等への相談等に係る謝金
旅費	社労士等への相談等に係る旅費
需用費	制度周知のためのチラシ作成等に要する費用
役務費	社労士等への相談等に係る郵送料、手数料、チラシ配布に係る郵送料
委託料	社労士等への相談等の委託に要する費用、チラシ作成等に要する費用

- (3) 補助事業者が主体となって実施する、従業員対象のがん検診事業

経費区分	内容
需用費	事業周知に係るチラシ等作成費用
役務費	事業周知に係るチラシ等郵送料
委託料	事業の委託に要する費用
使用料及び賃借料	会場使用料、検診バス等借上料

- (4) 従業員向けがん予防セミナーの開催

経費区分	内容
報償費	講師謝金
旅費	講師旅費
需用費	セミナー周知に係るチラシ等作成費用
委託料	事業の委託に要する費用
使用料及び賃借料	会場使用料

4 補助対象外経費

次に掲げるものに該当する経費は、補助対象としない。

- (1) 消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税
- (2) その他福島県職場のがん検診受診促進事業に直接必要と認められない経費

5 補助金額の算定

補助基準額40,000円と補助対象経費（当該事業に要する経費から他の補助金の収入を除いた額）の実支出額を比較して少ない方の額を上限とする。

6 交付申請書の提出

補助金の交付申請にあたって、交付要綱第5条第2項第3号に定めるその他知事が必

要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 法人登記簿の写し（発行日が提出日から１年以内のもの）

法人格を有しない場合は名称、所在地、代表者の氏名を記載した書類

- (2) 銀行口座確認票（別紙様式１）及び交付を受けようとする口座情報が分かる通帳等の写し

- (3) その他参考となる書類

7 変更承認申請書の提出

補助金の変更承認申請にあたって、必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（交付要綱第２号様式）

- (2) 収支予算書（交付要綱第３号様式）

- (3) その他参考となる書類

8 実績報告書の提出

実績報告にあたって、交付要綱第１０条第２号に定めるその他知事が必要と認める書類は、下表のとおりとする。

区分			必要書類
共通			・ 補助対象経費の支出が確認できる書類（契約書、納品書、請求書、領収書等の写し等） ・ その他参考となる書類
※以下は申請事業に応じて提出すること			
1	従業員のがん検診受診費用自己負担分の助成制度整備及び運用	(1) 社労士等への相談等に係る次の経費 報償費、旅費、役務費、委託料 (2) 制度運用のための検診費用助成に係る次の経費 補助金 (3) 制度周知のためのチラシ等作成及び配布に係る次の経費 需用費、役務費、委託料	・ (1)～(3)について、費用助成制度を明文化した就業規則・社内規定等の写し ・ (2)について、費用助成に係るがん検診の種類・助成費用・人数のリスト（任意様式） ・ (3)について、作成したチラシ写し

区分			必要書類
2	従業員のがん検診・がん検診精密検査受診のための休暇及び職免制度の整備及び運用	(1) 社労士等への相談等に係る次の経費 報償費、旅費、役務費、委託料 (2) 制度周知に必要な、チラシ等作成及び配布に係る次の経費 需用費、役務費、委託料	・(1)、(2)について、休暇等制度を明文化した就業規則・社内規定等の写し ・(2)について、作成したチラシ写し
3	補助事業者が主体となって実施する、従業員対象のがん検診事業	検診バス手配、検診会場手配、検診運営等に係る次の経費 需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	—
4	従業員向けがん予防セミナーの開催(がん検診受診を促進する内容を含むものとする。)	講師手配、会場手配、セミナー運営等に係る次の経費 報償費、旅費、需用費、委託料、使用料及び賃借料	・セミナーのプログラム写し

附 則

この要領は、令和7年6月10日から施行し、令和7年4月1日以降の事業から適用する。